**平成２７年（フ）第５０号**
群馬県伊勢崎市東小保方町3050番地16
破産者　**橋**本　忠之
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２７年（フ）第３３号**
岐阜県多治見市大畑町大洞39番地の１　メモリアル光陽、住民票上の住所岐阜県多治見市笠原町4024番地の450
破産者　**花**井　武俊
法定代理人成年後見人　加知真由美
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第７８号**
岐阜県中津川市駒場1176番地２、住民票上の住所岐阜県中津川市中一色町４番11号
破産者　食楽酒場どやこと　矢代　朋弘
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２７年（フ）第３０号**
愛知県一宮市松降通８丁目８番地　ステラ松降102号
破産者　川村　繁由
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２７年（フ）第２７号**
愛知県豊田市花沢町サルツクリ12番地３、前住所愛知県名古屋市北区中丸町２丁目４番地の２　第２協栄ビル202号
破産者　後藤　美鈴（旧姓芦沢）
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２７年（フ）第４７号**
兵庫県南あわじ市松帆志知川829番地
破産者　江本　美香
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２７年（フ）第６２号**
鳥取県鳥取市国府町奥谷３丁目330番地１　セジュールエスト102号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町東５丁目361番地１　サーパス湖山東303号、（従前の住所）鳥取県鳥取市南吉方３丁目512番地
破産者　柿本　庸介
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第４３号**
広島県東広島市西条町下見552番地
破産者　光本　敬子
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１１３号**
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台27番地６
破産者　松本　寛二
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５２５号**
広島市南区皆実町１丁目18番41―301号
破産者　スタイルワークホリこと　堀　　清孝
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１１号**
愛媛県西予市野村町栗木988番地２、開始決定時の住所愛媛県松山市白水台２丁目２番地７
破産者　松田　壽長
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２６０号**
熊本市南区野田３丁目11番３―503号、前住所熊本市中央区本荘３丁目８番20―803号　ラ・パルフェ・ド・フィネス
破産者　上田　一生
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５３号**
鹿児島県霧島市国分福島１丁目６番22―306号　エクセル福島
破産者　神田　慎也
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

## 免責許可決定

**平成２７年（フ）第６４号**
栃木県小山市城東２丁目６番８号　ハイムツェレ402
破産者　岸　　彰子
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２７年（フ）第４０号**
千葉県茂原市高師364番地６
破産者　梅木　大輔
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２７年（フ）第４５号**
千葉県いすみ市深堀722番地１
破産者　砺波　　勲
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２７年（フ）第４６号**
千葉県いすみ市深堀722番地１
破産者　砺波　　愛
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２７年（フ）第２８０号**
兵庫県芦屋市奥山１番地の27　301号
破産者　稲積　良美（旧姓江上）
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第３３６号**
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目77番地の４、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―552号
破産者　上山　麻美
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係